

農商工等連携事業の支援

1. 農商工等連携とは

農商工等連携とは、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うことです。

詳しくは、「農商工連携パーク」をご覧ください。

[農商工連携パーク](#) (新規ウィンドウに表示)

2. 支援対象

支援対象は、連携して農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けようとする農林漁業者と中小企業者です。農林漁業者は、日本標準産業分類において農業、林業、漁業に該当する事業を行う者の他、これらの者の組織する法人・団体が含まれます。また、中小企業者は、資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下の製造業他、資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下の卸売業、資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下の小売業、資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下のサービス業等です。

3. 支援内容

全国 10 カ所の中小機構各支部・事務所において、ビジネスに精通したプロジェクトマネージャー等が、新商品・新サービスの開発等の実施にあたっての事業計画の策定、商品開発、販路開拓等のアドバイス・ノウハウ提供などを行い、事業の構想段階から法認定後の事業化まで一貫したハンズオン支援を行います。

4. スキーム図

